

## 【杉並区】認証保育所・認可外保育施設保育料助成金交付のお知らせ（暫定版）

## 1. 保育の必要性の認定

保育料助成金の交付は、「保育の必要性」の認定日以後の保育料に対して行われます。

保育の必要性の認定事由を保護者全員が有していても、区から認定を受けていない場合は、保育料助成金の交付対象にならないため、必ず保育の必要性の認定を受けてください。

## 【認定事由、認定条件、主な必要書類】

| 事由       | 認定条件                             | 主な必要書類        |
|----------|----------------------------------|---------------|
| 就労       | 月48時間以上の就労が常態であることにより保育が困難であること。 | 就労証明書         |
| 疾病・障害    | 保護者の疾病・障害により保育が困難であること。          | 診断書、障害者手帳の写し  |
| 介護・看護    | 同居親族の介護・看護により保育が困難であること。         | 介護状況申告書、介護状況表 |
| 妊娠・出産    | 妊娠又は出産により保育が困難であること。             | 母子健康手帳の写し     |
| 就学（職業訓練） | 就学（職業訓練）により保育が困難であること。           | 就学証明書、カリキュラム  |
| 求職活動     | 求職活動を継続的に行っていることにより保育が困難であること。   | 求職活動を証明する書類   |

※その他の認定事由や必要書類につきましては、表に記載されていない事項もございますので、「令和7年度保育施設利用のご案内 P11【3】保育の必要性を確認する書類」をご確認ください。

## 【申請方法】

保育の必要性の認定は電子申請が可能です。以下の URL または右の二次元コードから電子申請フォームにアクセスできます。<https://logoform.jp/form/Y4gR/623231>



なお、就労証明書の書式は、以下の URL または右の二次元コードのリンク先からダウンロードできます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/shinseisho/8635.html>



## 2. 助成金の交付申請

保育の必要性の認定を受けた後、または認定の申請と同時に、申請期限までに助成金の交付申請書の提出が必要となります。

## 【主な助成要件（令和7年9月から）】

- ①杉並区内に住所を有していること
- ②区から保育の必要性の認定を受けていること
- ③助成対象施設と保育に係る月120時間以上の利用契約を締結していること
- ④利用中の保育施設又は過去に利用していた認可保育所等の保育料の滞納がないこと

※上記要件を満たさない場合、不交付又は減額交付となります。

## 【申請スケジュール】

| 期別  | 支払対象月        | 申請期限          | 交付決定通知    | 交付時期    |
|-----|--------------|---------------|-----------|---------|
| 第1期 | 令和7年4月～6月分   | 受付終了          | 発送済み      | 令和7年8月  |
| 第2期 | 令和7年7月～9月分   | 令和7年9月30日（火）  | 令和7年10月下旬 | 令和7年11月 |
| 第3期 | 令和7年10月～12月分 | 令和7年12月26日（金） | 令和8年1月下旬  | 令和8年2月  |
| 第4期 | 令和8年1月～3月分   | 令和8年3月23日（月）  | 令和8年4月下旬  | 令和8年5月  |

※申請した期以降は年度内に限り自動更新といたします。ただし、転園した場合等、提出済みの申請書の内容に変更が生じた場合は、あらためて申請が必要となります。

（裏面に続きます。）

## 【申請方法】

郵送又は窓口での申請が必要です（電子申請不可）。

## ①郵送申請

以下の URL または右の二次元コードのリンク先から申請書・理由書等を印刷し、必要事項を記入・押印の上、以下の宛先に郵送してください。

＜URL＞<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/20000.html>

＜宛先＞〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区保育課 認定・入園係



## ②窓口申請

ご印鑑（認印）と助成金交付先の銀行口座が確認できるものをご持参の上、杉並区保育課 認定・入園係又は子どもセンター（荻窪・高井戸・高円寺・上井草・和泉）にお越しください。

※保育の必要性の認定を同時に申請する場合、または認定を受けているが今年度はじめて助成金を申請する場合は、認定事由の証明書類もご用意ください。

## 3. 助成上限額

令和7年9月から実施する「保育料等第1子無償化」により、下表のとおり助成上限額が変更となります。

| 年齢              | 施設の種類                | 児童区分  | 令和7年8月分まで | 令和7年9月分から |
|-----------------|----------------------|-------|-----------|-----------|
| 0～2歳児<br>(課税世帯) | 認証保育所                | 第1子※  | 月額80,000円 | 月額80,000円 |
|                 |                      | 第2子以降 | 月額80,000円 | 月額80,000円 |
|                 | 認可外保育施設<br>企業主導型保育事業 | 第1子※  | 月額30,000円 | 月額80,000円 |
|                 |                      | 第2子以降 | 月額60,000円 | 月額80,000円 |

※令和7年8月分までは「認可保育所等を利用していた場合の所得に応じた保育料」と「利用している保育施設の保育料」との差額と助成上限額のいずれか低い額を交付していましたが、令和7年9月分以降は「利用している保育施設の保育料」と助成上限額のいずれか低い額を交付いたします。

## 【重要】本案内に係るお断りとお願い

○本案内は暫定版であり、一部内容につきましては変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

○正式なご案内は、8月下旬～9月上旬を目途に配布いたしますので、今しばらくお待ちください。

○「保育の必要性」は、申請日より前に遡って認定することができないため、9月分から新たに助成金の交付をご希望の方は、速やかに就労証明書等の「保育の必要性」を証明する書類をご準備の上、必ず8月中に「保育の必要性」の認定についてご申請願います。

## 【問い合わせ先】

「保育の必要性」の認定に関すること  
杉並区子ども家庭部保育課 認定・入園係  
電話：03-5307-0657（直通）

認証保育所等保育料助成金に関すること  
杉並区子ども家庭部保育課 保育料担当  
電話：03-3312-2111（代表） 内線：1305